

令和3年 第10回 農業委員会総会

日時 令和3年10月25日（月）午後3時00分

場所 糸満市役所 3 - C 会議室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

【欠席委員】

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 赤嶺 貢

【議事録署名人】

5番農業委員 杉本 雄靖 6番農業委員 山城 弘美

【議事日程】

- 日程第1 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第45号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第5 議案第46号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

令和3年 第10回 総会 議事録

事務局	<p>これより令和3年第10回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>それでは令和3年第10回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は5番農業委員の杉本雄靖さん、6番農業委員の山城弘美さんでお願いします。次回調査委員は、7番農業委員の長嶺安浩さん、8番農業委員の宮里良淳さん、14番推進委員の安谷屋健治さんでお願いします。</p> <p>【議事日程】</p> <p>日程第1 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(11件)</p> <p>日程第2 議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(1件)</p> <p>日程第3 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(6件)</p> <p>日程第4 議案第45号 農地移動適正あっせん事業のあっせん委員の指名について(3件)</p> <p>日程第5 議案第46号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(17件)</p> <p>【議題の審議】</p> <p>それでは審議に入ります。議案第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願ひします。</p>
事務局	<p>それでは2ページをお開き下さい。1番は米須の2筆で売買による所有権移転であります。2番は真壁の3筆で贈与による所有権移転であります。3番は真壁の3筆で贈与による所有権移転であります。4番は阿波根の1筆で売買による所有権移転であります。5番は阿波根の1筆で3年間の賃借権設定であります。6番は束里の1筆で売買による所有権移転であります。7番は座波の3筆で5年間の賃借権設定であります。8番は束里の1筆で贈与による所有権移転であります。9番は大里の1筆で売買による所有権移転であります。10番は</p>

	<p>大度の2筆で贈与による所有権移転であります。11番は座波の2筆で贈与による所有権移転であります。以上です。</p>
会長	<p>只今の案件について疑問質問があればよろしくお願ひします。 なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか？</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは議案第42は可とします。次に議案第43号について、事務局説明願ひします。</p>
事務局	<p>6ページをお開き下さい。1番、座波の1筆で農地区分は第2種農地で農家住宅建設への転用であります。以上です。</p>
会長	<p>現地調査員の報告をお願いします。</p>
委員	<p>3名で現地調査をしましたので、報告します。申請地は宅地や山林及び原野等に囲まれた第2種農地であるため、住宅への転用は問題無いものと判断しました。皆さんからのご意見等をお願いします。</p>
会長	<p>只今の案件について疑問質問があればよろしくお願ひします。 (時間を待つて) なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは議案第43は可とします。次に議案第44号について、事務局説明願ひします。</p>
事務局	<p>10ページをお開き下さい。農地法第5条について1番は賀数の2筆で農地区分は第2種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。2番は真壁の1筆で農地区分は第1種農地であります。贈与による所有権移転で農家住宅への転用であります。3番は阿波根の1筆で農地区分は第1種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。4番は座波の1筆で農地区分は第2種農地です。使用貸借権の設定で一般住宅への転用であります。5番は真栄里の1筆で農地区分は第2種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。6番は真栄里の1</p>

	<p>筆で農地区分は第2種農地であり、売買による所有権移転で駐車場及び資材置場への転用であります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>現地調査員の報告をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>報告します。1番の字賀数については、住宅に囲まれた第2種農地であるため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。2番の真壁について、周りを畑や宅地に囲まれた第1種農地ではありますが、不許可の例外土地改良法第7条第4項に規定する非農用区域に該当するため問題無いものと判断しました。3番の阿波根については、畑や住宅等に囲まれた第1種農地ではありますが、不許可の例外、集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。4番の座波については、住宅や雑種地に囲まれた第2種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。5番の真栄里については、周りを住宅や畑並びに原野に囲まれた第2種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。6番の真栄里については、住宅や原野に囲まれた第2種農地であるため、資材置場への転用は問題無いものと判断しました。以上報告としますが、皆さんのご意見ををお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今の案件について、意見や疑問質問があればどうぞ。 (時間を待って) なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第44号は件可とします。次に議案第45号あっせん委員の指名について事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第45号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について読み上げて説明。</p>
<p>会長</p>	<p>只今の案件同意としてよいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは議案第45号は同意とします。次に議案第46号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。</p>

事務局	それでは 30 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 3-133～3-149 までを読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。 質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 46 号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

5 番 農業委員

杉本雄靖

6 番 農業委員

山城弘美